

倫理委員会報告書

- 1 議題 : 学会で発表した症例の対象者を特定できる行動をとった件
- 2 発生場所 : ヨーガスタジオ
- 3 概要 : ヨーガスタジオにおいて、YTIC 受講生（ヨーガ療法学会員）（以下 A）がヨーガ療法指導中に、自身が参加した他の学会で発表した症例報告について、受講者に報告した。その時、同スタジオに症例報告の対象者（以下 B）がいたことから感極まり、明らかにその対象者が誰であるか特定できるような行動をとってしまった。その後 B から、そのヨーガスタジオの責任者でもある YTIC 講師に電話で抗議があった。
- 4 決定 このケースは個人情報の保護に対する意識の欠如が招いたことであり、YTIC を運営するヨーガニケタンの教育方法や情報管理の指導法にも問題があると思われる。B からの要望も含め、以下のように決定する
 - ・ヨーガ療法学会およびヨーガニケタンにある、宿題として提出された B に関する症例報告はすべて破棄する。破棄した証明書も発行する。
 - ・再発防止のため、YTIC における個人情報の保護及び倫理規定の講義をさらに徹底するよう、ヨーガニケタンに要請する
 - ・YTIC 受講生が個人のデータを採取する際には、必ず同意書をとって行うように指導する。
 - ・同意書のフォーマットはヨーガ療法学会の HP に掲載し、ヨーガ療法士が利用できるようにする。

以上